

第 2 章

構造改革特別区域基本方針

第三条 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる構造改革の推進等に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項
 - 二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項
 - 四 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - 五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項

1. この法律においては、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案を行うために内閣に構造改革特別区域推進本部を置き、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の原案を作成することとしています（第38条）。

この基本方針は、すべての行政分野にわたって構造改革を進めていく上での政府全体の取組の共通の指針を示すものであるとともに、内閣総理大臣が、地方公共団体から申請された構造改革特別区域計画を認定する際の基準や特例措置の対象となる規制、特例措置の内容等についても具体的に定める極めて重要なものです。

2. このため、この基本方針の確実な推進を図る観点からも、構造改革特別区域推進本部決定のみではなく、構造改革特別区域推進本部長である内閣総理大臣がその案を作成し閣議決定によりこれを定めることとすることで、内閣総理大臣のリーダーシップの下に構造改革特別区域制度の推進に政府一体として取り組むべきことを明らかにしています。

したがって、各関係行政機関においては、この基本方針に従って、規制の特例措置の規定の整備を行うとともに、各計画における特例措置の適用への同意、規制の見直しなどを行っていく必要が生ずるものです。

3. また、構造改革特別区域において規制の特例措置を講ずる対象となる規制については、法律により規定された規制に関してはこの法律の第4章において規制の特例措置の内容等を定めるとともに、規制の特例措置を適用して実施される特定事業について別表に掲げています。

他方、政令又は主務省令により規定された規制に関しても、一覧性を確保する必要があることから、基本方針中で定められる「構造改革の推進等に関

し政府が講ずべき措置についての計画」(第3条第2項第4号)において対象となる規制、規制の特例措置の内容、規制の特例措置の適用を受ける特定事業の名称等について網羅的に定めることとしており、その内容を踏まえて法令上の必要な規定の整備が行われるものです(第4条第11項及び別表第27号)。

4. なお、訓令又は通達により規定された規制についてのこれらの規定の特例に関する措置については、第2条第3項に定める「規制の特例措置」に該当しませんが、第2項第5号の規定に基づき、この基本方針において法令に基づく規制と同様に特例措置の内容等を定めています。

また、訓令又は通達により規定された規制については、附則第5条の規定を踏まえ、法令に基づく規制の特例措置と同一の扱いとすることが基本方針中で示されています。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法原始附則第5条を踏まえ、特区制度において本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

- 3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

1. 第1条の目的に「地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し」と規定されていることから、その自発性を最大限に発揮させるためには、構造改革特別区域の設定や規制の特例措置の選択のみならず、地方公共団体や民間事業者等から新たな規制の特例措置を講ずるよう提案を求めることが望ましいと考えられます。このような趣旨から、毎年度定期的に提案を受け付けています。

2. 提案募集は、この法律の制定当初は閣議決定である基本方針に基づき行われていましたが、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）により、第3項に明確に位置付けることとされました。

3. これは、「提案」は、単なる「意見」ではなく、現行の規制の趣旨を正確に理解し、地域の特性を適確に把握した上で、それに応じた特例措置を講ずることの合理性を論じ、必要に応じて弊害を防止するための代替措置も併せて論ずるものである、といった提案の性質にかんがみ、これを立案するには十分な準備が本来必要であり、閣議決定に基づくのではなく、ある程度の中期にわたって国が提案を募集することが制度的に保障されることが重要であると考えられたからです。

提案募集制度を法律に明確に位置付けることにより、地方公共団体や民間事業者等がじっくりと腰を据えて、質の高い提案を検討することが可能となり、構造改革の推進及び地域の活性化という法目的が達成されることが期待されています。

4. また、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成24年法律第73号）により、構造改革特別区域制度を5年間延長することとされましたが、その間集中的に地方公共団体や民間事業者等による提案を促すとともに、5年後の見直しの際に、その状況を検討に反映させることとします。

5. 提案は「政令で定めるところにより」募集することとされていますが、構造改革特別区域法施行令第1条には、地方公共団体や民間事業者等が提案を提出するための十分な機会が確保されるよう、提案の募集は、少なくとも毎年度1回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うこと、また、広く一般から提案を募集するという制度の趣旨を踏まえ、当該期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表することを定めています。

なお、提案の募集は、現在は基本方針により、年に2回行うこととしています。

(参考) 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）

(提案の募集)

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

6. なお、附則第3条に、提案募集は平成28年度末までの間、行うものとするとの期限が規定されています。

